

東京都公報

発行
東京都

目次

139

規則（教）

- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………二

規程（交）

- 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

- 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（下水）

- 東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三

訓令（議）

- 東京都議会議会議局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正……………四

規則（教）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十七号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号中「第七項」を「第六項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第十八条の三第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第十八条の二に規定する子どもの看護休暇及び短期の介護休暇並びに同規則第十八条の三に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十八号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

第三十七条第三項第一号中、「第二十八条第三項並びに第二十九条第四項及び第五項」を「並びに第二十八条第三項」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二條に規定する介護休暇に係る申請等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十九号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第二百三十三号）附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。

附則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、附則を附則第一項とし、附

則に一項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規則第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規則第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

規程（交）

●交通局規程第九十八号

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条及び第二十五条中、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十六条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則

1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十一条に規定する子どもの看護休暇、同規程第二十五条に規定する短期の介護休暇及び同規程第二十六条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

規程（水）

●東京都水道局管理規程第四十三号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十三条中、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

附則

1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第十九条に規定する子どもの看護休暇及び同規程第二十三条に規定する短期の介護休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第五十号

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条及び第二十四条中、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十五条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則

- 1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十条に規定する子ども看護休暇、同規程第二十四条に規定する短期の介護休暇及び同規程第二十五条に規定する介護休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第十四号

東京都議会 議 会 局

東京都議会事務局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十三日

東京都議会 議 長 石 川 良 一

第二十条及び第二十四条中、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」とを削る。

第二十五条第一項中「配偶者又は」を「配偶者若しくは」に改め、「親族」の下に「又は同一の世帯に属する者」を加える。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和二年東京都規則第二百三号) 附則第二項及び附則第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。

附 則

1 この訓令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、附則を附則第一項とし、附則に一項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この訓令による改正後の東京都議会事務局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十条に規定する子ども看護休暇、同規程第二十四条に規定する短期の介護休暇及び同規程第二十五条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

